



第75号

令和5年
1月1日発行

〈発行所〉

東昭自治会事務局
栃木県那須塩原市
西岩崎232-438



[Tel] 0287-74-6287
[Fax] 0287-74-6288
[E-mail] tosyono-nasu@iaa.itkeeper.ne.jp
[Home page] tosho-nasu.com

〈題字〉

日本文化書道会
栢泉 余吾鈺治

事業・収支報告から組織の法人化まで、 五つの議案をすべて可決いただいた 会員総会は無事終了いたしました。



自治会の将来に向けて 会長 細田 宏 (神明平)

令和4年10月には昭和55年の『第35回栃木の葉国体』以来42年ぶりに全国47都道府県から選手・監督等2万3千人以上が集い、紅葉彩る栃木県で『いちご一会』とちぎ国体が開催されました。宇都宮市・那須町会場で開催された自転車ロードレースの競技では、選出された精鋭アスリートの熱戦が繰り広げられ、那須町は女子総合成績で2位、男女総合成績で悲願の優勝を飾り、ロードレースコースの整備に尽力した結果の明るいニュースとなりました。

さて、東昭自治会は令和4年9月2日に第48期会員総会を開催し、事業・収支報告と今年度活動計画のご承認をいただき、今期の活動に入っております。我々理事一同も1期2年の選任をいただき、自治会の発展に向



壇上のスクリーンには各議案がスライドで見やすいように拡大されて映し出されています

けて今後とも努力してまいります。また、今後会員数が減少しても安定した運営を維持するために、かねてからご意見がありました建物会員の会費の不公平を正を盛り込んだ『会費改定』や、自治会の資産保全に向けた『自治会組織の法人化』を特別議案として提案し、会員の賛成多数により承認決議をいただきました。あらためて会員のご理解とご協力に対して御礼申し上げます。なお、法人化につきましても、さらに専門家との協議を進め、令和5年4月には結実できるように進めて参ります。

第8波のコロナ感染とインフルエンザの同時拡大が危惧されます。従来の感染防止対策を愚直に守り抜くことが重要です。皆様のご健康と良い新年でありますよう、祈念申し上げます。



会場に足を運んでいただいた会員の方々は、会報74号を手に説明を聞いていただきました

り可決となりました。

さて、まずは47期の事業・収支報告です。事業実績では道路・水道施設の修繕、街路灯LED化、消火栓点検等を実施。目玉の事業として、突発事故を防ぐための青木分譲地ポンプ交換、配水管漏水修理31か所等を行いました。ただし、制御盤更新やポンプ更新等の計画事業は諸事情で部品が入荷せず、未実施となりました。収入としては計画対比116%となり、合計で8726万円。増額要因は保険(雑収益)、未納会費回収です。災害積立金の累計は5300万円。また、支出実績合計は計画対比84%の6622万円となり、収入の増額と事業計画の先送り等の支出減により約2103万円の当期利益となりました。

事前に多くの書面表決をいただいで 総会はスムーズに始まりました。

次に、48期理事の選任は会長に細田宏(神明平)、副会長/専務理事に福田和久(箭松苑)、副会長/企画理事に松川哲夫(小深堀)他、再任理事6名、新任理事1名が承認され、監査役の長谷川浩司(青木)は3年目の任期となりました。

そして、48期事業・収支計画(案)は全分譲地を対象とする環境保全、突発的に緊急を要する事後保全及び計画的に行う予防保全について提案しました。全分譲地を対象とする環境保全は①側道約1mの下刈り②道路枯葉清掃③除草剤散布作業、土地会員向け下刈り促進④消火栓点検⑤土地会員への現況写真報告。突発的に緊急を要する事後保全は①予備ポンプ、備品の購入②舗装道及び砂利道補修(7分譲地)③危険倒木への対応④街路灯の蛍光管玉切れ交換⑤街路灯器具破損時にLEDに交換⑥漏水箇所の修理と修理後の舗装。計画的に行う予防保全としては①井戸試掘と正規井戸化(五峰苑)②分譲地内仕切弁交換(青木、玉取平)③ポンプ劣化調査(全分譲地)④ポンプ更新(青木、小深堀、新野鳥苑)⑤制御盤更新(青木、清溪苑、緑の郷)⑥町営水道引込み工事(秋風苑、りんどう湖村)

収入はベースとなる正会員数を1314名として会費収入を計画し、合わせて土地会員の下刈り費、未納会費回収、町営水道引き込みの個人負担金を計上して計8039万1800円として計画。災害積立金は今期累計で約6000万円を予定するので、今期で一時中止とします。そして、支出は前期積み残した事業計画を追加し、合計は9061万0385円。そのため、今期の当期利益はマイナス1000万円となります。また、経費削減としては効率的な運営による交通費の削減や、皆さんにお願いしている会費の振込にかかる振込手数料の削減があり、来年以降はさらに踏み込んで実施していく予定です。

〈第1議案〉47期 事業・収支報告

賛成	555	反対	5	棄権	5
出席者	37	書面表決	518	出席者	0
		書面表決	5		5

〈第2議案〉理事の選任

賛成	551	反対	5	棄権	9
出席者	37	書面表決	514	出席者	0
		書面表決	5		5

〈第3議案〉48期 事業・収支計画(案)

賛成	547	反対	12	棄権	6
出席者	37	書面表決	510	出席者	0
		書面表決	12		12

“公平な負担”の観点から建物会員を設け、会費の改定をさせていただきました。

会費改定の背景としては、今後会員数の減少により会費収入も減少し、従来の管理が維持できなくなってしまう予測があります。会費総額の基本になる会員数は建物会員マイナス2%、土地会員をマイナス5%で想定しました。一方、支出は過去4年平均を基に試算(約7600万円)すると2年後には赤字運営に落ちり、5年後には約3000万円まで赤字が広がる予測となりました。

そこで、会費改定の前提条件として「公平な負担」を原則とし、定住会員及び別荘会員は「建物会員」として一律10万円の会費とします。これにより年間約900万円の収入増を図ります。また、土地会員は「現状維持」の2万6千円とし、引続き環境維持にご協力をお願いします。そして、災害積立金は今期で一時的に

〈第4議案〉会費の改定提案

賛成 516	反対 42	棄権 7
出席者 34 書面表決 482	出席者 2 書面表決 40	

〈第5議案〉自治会組織の法人化提案

賛成 540	反対 16	棄権 9
出席者 34 書面表決 506	出席者 1 書面表決 15	

中止して、今後万一の場合は地震保険を活用していく予定です。改定時期は、令和5年4月1日の実施。5年サイクルで会費の見直し検討を行うことにより、将来に向けて安定した運営を目指してまいります。

総会での審議状況

「会費の改定について」

Q すべての道路を修繕することとは、今の会費のなかではすぐできない。会費もできるだけ上げて欲しくない。側溝修繕も

現状の自治会組織のままでは非営利型の一般社団法人に移行します。

先号の会報で述べたとおり、法人化の目的は東昭自治会が管理している水道、道路施設(共益施設)を利用する一定地域内において、会員が所有する土地、建物に必要な道路・給水施設・側溝等の環境設備の補修・整備・管理を通じ、会員に対する良好な生活環境及び安全の確保を第一義とし、さらに会員所有分譲地の資産価値向上及び豊かな自然環境の保護育成を目的とします。

まず、現状の課題を考えてみましょう。
1. 法人格が必要な業務が遂行できない。
● 水道、道路施設等の不動産登記ができず、会員の安心安全が確保できません。



年度計画に基づき玉取平の道路補修を行いました。法人化により、水道施設や道路の名義の問題も解決していきます

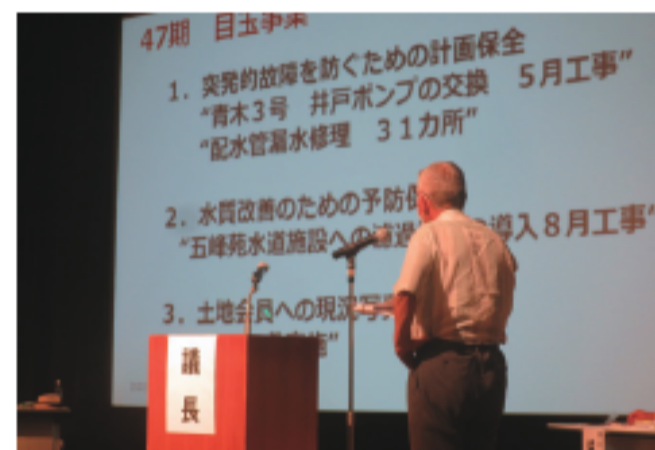
2. 社会的な信用面が劣る。
● 行政、他業者との調整や相談に対する信用度は、やはり劣ります。

● 預金口座、車両等が個人名義(会長・専務理事名義)となり、個人に何か問題が生じた場合に不安定な体制です。

Q 預金が6000万円以上あるというので、会費を下げられないのですか? また、会費は上がることもあるのですか?

A ありがとうございます

A 毎年、約7600万円の経費が必要になり、預金は災害積立金であり、これを切り崩して会費を下げることは現実的には不可能だと考えます。基本的には短期間での更なる会費値上げは考えていません。



自治会の諸問題について、総会では各担当の理事による詳しい説明が好評でした

● 万一、災害等が発生した際に復旧工事費用等を捻出するとき、不足した資金を銀行から資金を借入できないのが現状です。

そこで、以上の課題を解決するために現行組織の法人化を行います。

現状の自治会組織のまま「非営利型の一般社団法人」に移行名称は「一般社団法人 東昭自治会」とします。また、今の会員は社員という名称に変更。社員総会が「社員総会」になり、社員総会で法人の事業方針が決定されることとなります。社員と名称が変わっても、組織に対して責任を負うものではなく、従来の会員と何ら変わることはありませんのでご心配なく。



会員からの質疑応答の時間をとり、弁護士先生の返答もいただきました

令和5年4月1日(第49期)より一般社団法人に移行することで法務局に申請を行います。

総会での審議状況

「法人化での税金について」

Q 法人をぜひ設立してもらいたい。なお、収益があると税金がかかると思うが、そこを教えてください

て欲しい。

A 現在はみなし法人で基本的に無税です。社団法人になっても会費収入には税金はかかりません。収益事業については税金がかかるものがあると思いますが、検討段階なので明確には答えられません。なお、利益が上げられれば株主や役員に還元する株式会社とは違い、利益は次年度に繰り越して事業に使うことができるので、自治会が法人化するうえでは一般社団法人が最も適しているものと考えました。

A 法人税法上は収益を上げたら税金は払わなければならない。ただし、自治会が行っている現状の事業は税金がかからないものと考えます。(野崎弁護士・税理士)



五峰苑の井戸工事。今後の濁水時の問題を回避するため、追加井戸の試掘を行いました。結果良好です